

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－３－２－４－３ 銀行法及び再生法に基づく債権の額の開示区分</p> <p>銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ及び再生法施行規則第 4 条に定める基準に従い、以下のとおり区分する開示対象についても、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ及び再生法施行規則第 4 条に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の</p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－３－２－４ 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ－３－２－４－３ 銀行法及び再生法に基づく債権の額の開示区分</p> <p>銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ及び再生法施行規則第 4 条に定める基準に従い、以下のとおり区分する開示対象についても、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ及び再生法施行規則第 4 条に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の</p>

改正案	現行
<p>妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金」をいう。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」Ⅱ(D)(補論2)の要件(注)を満たす企業価値担保権付き融資については、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>(注)「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」Ⅱ(D)(補論2)の要件は以下のとおり。 ・金融機関において、経営戦略や融資方針と整合的な形で、個々の案件における事業者とのコミュニケーション・経営改善支</p>	<p>妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金」をいう。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>援等の審査・期中管理が適切に行われ、また、金融機関の経営陣主導のもとで、金融機関の内部統制の実効性や持続性の確保、必要が認められた場合の態勢の見直し等が適切に行われている場合において、</u></p> <p><u>・(企業価値担保権付き融資の基礎となる)事業計画における売上高、費用及び利益の予測等を含む経営改善の見込み・返済の見込みが十分に実現可能であると金融機関が判断しているとき</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(4)・(5) (略)</p>